1. **自殺対策推進のための施策**
	1. **自殺に対する基本認識**

**本計画に基づき自殺対策を進めるにあたり，自殺対策に関わる行政機関や関係団体等は，自殺に対する基本認識として次の点を共有します。**

* + 1. **自殺はその多くが追い込まれた末の死である**

**自殺の背景には，病気の悩み等の健康問題のほか，過労，生活困窮，育児や介護疲れ，いじめや孤立など，様々な要因が複雑に関係していることが知られています。**

**自殺に至る心理としては，日々の生活の中で起こる様々な問題により追いつめられ，自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり，社会との繋がりの減少や生きていても役に立たないという喪失感，また，与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から，危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。**

**自殺は，個人の自由な意思の選択の結果ではなく，その多くが様々な悩みにより心理的に追い込まれた末の死であり，その多くは防ぐことができる社会的な問題であるということを認識する必要があります。**

* + 1. **年間自殺者数は減少傾向にあるが，非常事態は続いている**

**全国の年間自殺者数は，1998年（平成10年）に初めて３万人を超えて以来，毎年３万人前後で推移していましたが，2010年（平成22年）以降は減少を続けており，2016年（平成28年）は約２万１千人となっているものの，自殺死亡率は主要先進国の中で最も高く，2017年（平成29年）の国の自殺総合対策大綱においても，年間自殺者数は減少傾向にありますが，非常事態はいまだ続いているとされています。**

**本市の自殺者数についても，増減はあるものの減少傾向にあり，2008年（平成20年）の91人から2017年（平成29年）の47人と約半数になりましたが，全国や北海道を上回る自殺死亡率が続いており，決して楽観できる状態ではありません。**

* 1. **計画の基本方針**

**自殺に至る要因は，失業や多重債務，生活困窮や長時間労働などの経済的・社会的要因や健康問題，家族の状況などが複雑に関係しています。**

**このため，これまでのうつ病等心の健康に対する精神保健的視点の対策のほか，社会的な取組を加えた総合的な自殺対策を進めていく必要があります。**

**また，総合的な自殺対策の推進のためには，地域の関係機関や団体のほか，国や北海道などの関係行政機関，民間団体，企業等も含め様々な分野の関係者との緊密な連携を図りながら進めるとともに，関係者それぞれが各々の分野で自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。**

**自殺対策は，自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」，現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」，自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」という，３つの段階があり，それぞれの段階において施策を講じる必要があります。また，「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として，学校において，児童生徒等を対象とした，いわゆる「ＳＯＳの出し方に関する教育」を推進することも重要です。**

**これらを踏まえ，本計画では次の３つを基本方針として設定します。**

* + 1. **総合的な自殺対策を推進する**
		2. **関係機関，関係団体等との緊密な連携のもとに実施する**
		3. **対応の段階に応じたきめ細やかで具体的な対策を推進する**